

区長報告第二号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、港区特別区税条例の一部を改正する条例を令和三年三月三十一日次のとおり処分したので、同法同条第三項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

令和三年六月九日

港区長 武井雅昭

港区特別区税条例の一部を改正する条例

港区特別区税条例（昭和三十九年港区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。
第三十七条の四中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加える。

付則第五条の第三第二項中「同条第二項」の下に「又は第三項」を、「同条第四項」の下に「又は第五項」を加える。

付則第五条の四第二項中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加え、「令和三年三月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改める。

付則

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区特別区税条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分
は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割
について適用し、施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環
境性能割については、なお従前の例による。